



福岡医発第 2888 号 (地)
令和 6 年 2 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 1 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 6 年 2 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて
(令 6. 1. 31 保医発 0131 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長)
2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

日医発第2010号（保険）
令和 6 年 2 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和 6 年 1 月 31 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和 6 年 2 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和 6 年 1 月 31 日付け 保医発 0131 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0 1 3 1 第 6 号
令和 6 年 1 月 3 1 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 2 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 6－19(6)を以下のように改正する。
- (6) 「注 2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B 0 1 1－5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。
- ア 肺癌における E G F R 遺伝子検査、R O S 1 融合遺伝子検査、A L K 融合遺伝子検査、R A S 遺伝子検査、H E R 2 遺伝子検査
- イ 大腸癌における R A S 遺伝子検査、H E R 2 遺伝子検査、B R A F 遺伝子検査

- ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査
- エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査
- オ 肺癌におけるMETex14 遺伝子検査
- カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査
- キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査
- ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査
- ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

2 別添1第2章第3部第1節第1款D006-27に以下を加える。

(7) RAS遺伝子検査

- ア 「6」のRAS遺伝子検査は、大腸癌又は肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1.悪性腫瘍遺伝子検査 イ.処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。
- イ 本検査は、医学的な理由があつて以下のいずれかに該当する場合に限り、算定できる。
 - (イ) 大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2) その他のもののうち大腸癌におけるK-ras 遺伝子検査を行うことが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。
 - (ロ) 肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち肺癌におけるKRAS(G12C)遺伝子検査又は区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2) その他のもののうち肺癌におけるK-ras 遺伝子検査を実施することが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。
 - (ハ) 肺癌の組織を検体として、区分番号「D006-24」肺癌関連遺伝子多項目同時検査の(3)に掲げる肺癌関連遺伝子多項目同時検査(7項目)を行うことが困難な場合。なお、当該検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。
- ウ 本検査の実施に当たっては、(7)のイに該当する医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 大腸癌患者の血漿を検体として、大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合に、区分番号「D006-22」RAS遺伝子検査(血漿)は併せて算定できない。

(8) B R A F 遺伝子検査

ア 「7」のB R A F 遺伝子検査は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、区分番号「D 0 0 4－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち大腸癌におけるB R A F 遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。

ウ 本検査の実施に当たっては、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(9) H E R 2 遺伝子検査 (大腸癌に係るもの)

ア 「8」のH E R 2 遺伝子検査 (大腸癌に係るもの) は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。

(10) H E R 2 遺伝子検査 (肺癌に係るもの)

ア 「9」のH E R 2 遺伝子検査 (肺癌に係るもの) は、肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D 0 0 4－2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 ロ. 処理が複雑なもの」の所定点数を準用して算定する。

イ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D 0 0 4－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるH E R 2 遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。

ウ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(11) マイクロサテライト不安定性検査

ア 「10」のマイクロサテライト不安定性検査は、固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性

腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。

ウ 卵巣癌、乳癌、膵癌又は前立腺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、本検査と区分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

エ 本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(12) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「6」RAS遺伝子検査、「7」BRAF遺伝子検査、「8」HER2遺伝子検査（大腸癌に係るもの）、「10」マイクロサテライト不安定性検査又は区分番号「D006-12」EGFR遺伝子検査（血漿）のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定する。

(13) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）の「3」のMETex14遺伝子検査、「4」のNTRK融合遺伝子検査又は「9」HER2遺伝子検査（肺癌に係るもの）のうちいずれか2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。

3 別添1第2章第3部第1節第1款D007に以下を加える。

(56) ELF スコア

ア ELF スコアは、化学発光免疫測定法により、慢性肝疾患患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質1（TIMP-1）、プロコラーゲンⅢ-ペプチド（P-Ⅲ-P）及びヒアルロン酸を測定し、ELF スコアを算出した場合に、半年に1回に限り本区分「48」のオートタキシンを準用して算定する。

イ 本区分「37」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド（P-Ⅲ-P）及び本区分「43」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。

ウ 本検査と、本区分「36」のⅣ型コラーゲン、本区分「40」のⅣ型コラーゲン・7S、本区分「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のオートタキシン又は本区分「55」のサイトケラチン18フラグメント（CK-18F）を併せて実施した

場合は、主たるもののみ算定する。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D009に以下を加える。

(26) S2, 3PSA%

ア S2, 3PSA%は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原（PSA）の結果が4.0ng/mL以上10.0ng/mL以下である者に対して、LBA法（定量）により、S2, 3PSA%を測定した場合に限り区分番号「D009」腫瘍マーカー「9」前立腺特異抗原（PSA）の2回分を準用して算定する。

イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。

ウ S2, 3PSA%と、「9」前立腺特異抗原（PSA）、「16」遊離型PSA比（PSA F/T比）又は「27」プロステートヘルスインデックス（phi）を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原（PSA）の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。

(27) アポリポ蛋白A2（APOA2）アイソフォーム

ア アポリポ蛋白A2（APOA2）アイソフォームは、以下の（イ）から（ハ）までのいずれかに該当する者に対して、膵癌の診断の補助を目的として、血液を検体としてELISA法により測定した場合に、本区分の「2」癌胎児性抗原（CEA）の所定点数と、「7」DUPAN-2の所定点数2回分を合算した点数を準用して、膵癌の診断の確定までの間に原則として1回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、膵癌を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

（イ） 関連学会が定める指針に基づき膵癌の高度リスクに該当する者。なお、本検査を実施する患者が3月以内にCA19-9検査を行われており、CA19-9の値が37.0U/mL以上である場合には、本検査は算定できない。

（ロ） 関連学会が定める指針に基づき膵癌の中等度リスクに該当する者であって、癌胎児性抗原（CEA）検査の結果が陰性であり、CA19-9値が37.0U/mL以上かつ100U/mL以下の者。

（ハ） 関連学会が定める指針に基づき膵癌のリスク因子が3項目以上該当する者であって、癌胎児性抗原（CEA）及びCA19-9検査の結果が陰性である者。

イ アポリポ蛋白A2（APOA2）アイソフォームと、「2」の癌胎児性抗原（CEA）、「7」のDUPAN-2又は「14」のSPa n-1を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。

ウ 本検査をアの（イ）に対して実施する場合はCA19-9の測定年月日及び測定結果を、アの（ロ）及び（ハ）に対して実施する場合は癌胎児性抗原（CEA）及びCA19-9の測定年月日並びに測定結果を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 - 18 (略) D 0 0 6 - 19 がんゲノムプロファイリング検査 (1) ～ (5) (略) (6) 「注 2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B 0 1 1 - 5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 (略) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 - 18 (略) D 0 0 6 - 19 がんゲノムプロファイリング検査 (1) ～ (5) (略) (6) 「注 2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100 以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B 0 1 1 - 5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から

(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

D006-20～D006-26 (略)

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）

(1)～(6) (略)

(7) RAS遺伝子検査

ア 「6」のRAS遺伝子検査は、大腸癌又は肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査

イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、医学的な理由があつて以下のいずれかに該当する場合に限り、算定できる。

(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

D006-20～D006-26 (略)

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）

(1)～(6) (略)

(新設)

(イ) 大腸癌の組織を検体として、区分番号「D 0 0 4－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち大腸癌におけるR A S 遺伝子検査又は区分番号「D 0 0 4－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち大腸癌におけるK－ras 遺伝子検査を行うことが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。

(ロ) 肺癌の組織を検体として、区分番号「D 0 0 4－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち肺癌におけるK R A S (G 1 2 C) 遺伝子検査又は区分番号「D 0 0 4－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち肺癌におけるK－ras 遺伝子検査を実施することが困難な場合。なお、いずれかの検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合には、本検査は算定できない。

(ハ) 肺癌の組織を検体として、区分番号「D 0 0 6－2 4」肺癌関連遺伝子多項目同時検査の（3）に掲げる肺癌関連遺伝子多項目同時検査（7項目）を行うことが困難な場合。なお、当該検査と本検査を、それぞれ肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合に

<u>は、本検査は算定できない。</u> <u>ウ 本検査の実施に当たっては、(7)のイに該当する医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>エ 大腸癌患者の血漿を検体として、大腸癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施した場合に、区分番号「D006-22」RAS遺伝子検査(血漿)は併せて算定できない。</u> <u>(8) BRAF遺伝子検査</u> <u>ア 「7」のBRAF遺伝子検査は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査 1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」のうち大腸癌におけるBRAF遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。</u> <u>ウ 本検査の実施に当たっては、大腸癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>(9) HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)</u> <u>ア 「8」のHER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)は、大腸癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤に</u>	(新設) (新設)
---	-------------------------

による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。

(10) HER2遺伝子検査（肺癌に係るもの）

ア 「9」のHER2遺伝子検査（肺癌に係るもの）は、肺癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 ロ. 処理が複雑なもの」の所定点数を準用して算定する。

イ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、本検査は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「ロ」処理が複雑なもののうち、肺癌におけるHER2遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。

ウ 肺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として実施する場合については、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(11) マイクロサテライト不安定性検査

ア 「10」のマイクロサテライト不安定性検査は、固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングに

(新設)

(新設)

より行った場合に、患者1人につき1回に限り、「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの (1)医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」の所定点数を準用して算定する。

イ 本検査は、医学的な理由により、固形癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査を行うことが困難な場合に算定でき、当該検査と本検査を併せて実施した場合には、本検査は算定できない。

ウ 卵巣癌、乳癌、膀胱癌又は前立腺癌に対する抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、本検査と区分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併せて行った場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

エ 本検査の実施に当たっては、固形癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(12) 区分番号「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)の「1」のROS1融合遺伝子検査、「2」のALK融合遺伝子検査、「6」RAS遺伝子検査、「7」BRAF遺伝子検査、「8」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)、「10」マイクロサテライト不安定性検査又は区分番号「D006-12」EGFR遺伝子検査(血漿)のうちいずれか2項目若しくは3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点若しくは6,000点又は8,000点を算定す

(新設)

る。

(13) 区分番号「D 0 0 6 - 27」悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）の「3」のM E T e x 14 遺伝子検査、「4」のN T R K融合遺伝子検査又は「9」H E R 2 遺伝子検査（肺癌に係るもの）のうちいずれか2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。

D 0 0 6 - 28 （略）

D 0 0 7 血液化学検査

(1)～(55) （略）

(56) ELF スコア

ア ELF スコアは、化学発光免疫測定法により、慢性肝疾患患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質1（TIMP-1）、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）及びヒアルロン酸を測定し、ELF スコアを算出した場合に、半年に1回に限り本区分「48」のオートタキシンを準用して算定する。

イ 本区分「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）及び本区分「43」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。

ウ 本検査と、本区分「36」のⅣ型コラーゲン、本区分「40」のⅣ型コラーゲン・7 S、本区分「48」のM a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のオートタキシン又は本区分「55」のサイトケラチン18フラグメント（C K - 1 8 F）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 0 8 （略）

D 0 0 9 腫瘍マーカー

D 0 0 6 - 28 （略）

D 0 0 7 血液化学検査

(1)～(55) （略）

（新設）

D 0 0 8 （略）

(1)～(25) (略)

(26) S 2, 3 P S A %

ア S 2, 3 P S A %は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原 (P S A) の結果が 4.0ng/mL 以上 10.0ng/mL 以下である者に対して、LBA 法(定量)により、S 2, 3 P S A %を測定した場合に限り区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカー「9」前立腺特異抗原 (P S A) の2回分を準用して算定する。

イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。

ウ S 2, 3 P S A %と、「9」前立腺特異抗原 (P S A)、「16」遊離型 P S A 比 (P S A F / T 比) 又は「27」プロステートヘルスインデックス (phi) を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。

エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原 (P S A) の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。

(27) アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォーム

ア アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォームは、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、膝癌の診断の補助を目的として、血液を検体として ELISA 法により測定した場合に、本区分の「2」癌胎児性抗原 (C E A) の所定点数と、「7」D U P A N - 2 の所定点数2回分を合算した点数を

D 0 0 9 腫瘍マーカー

(1)～(25) (略)

(新設)

(新設)

準用して、膵癌の診断の確定までの間に原則として1回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、膵癌を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(イ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の高度リスクに該当する者。なお、本検査を実施する患者が3月以内にCA19-9検査を行われており、CA19-9の値が37.0U/mL以上である場合には、本検査は算定できない。

(ロ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の中等度リスクに該当する者であって、癌胎児性抗原（CEA）検査の結果が陰性であり、CA19-9値が37.0U/mL以上かつ100U/mL以下の者。

(ハ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌のリスク因子が3項目以上該当する者であって、癌胎児性抗原（CEA）及びCA19-9検査の結果が陰性である者。

イ アポリポ蛋白A2（APOA2）アイソフォームと、「2」の癌胎児性抗原（CEA）、「7」のDUPAN-2又は「14」のSPa n-1を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。

ウ 本検査をアの（イ）に対して実施する場合はCA19-9の測定年月日及び測定結果を、アの（ロ）及び（ハ）に対して実施する場合は癌胎児性抗原（CEA）及びCA19-9の測定年月日並びに測定結果を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D010～D025（略）

第2款（略）

第2節 削除

D010～D025（略）

第2款（略）

第2節 削除

第3節・第4節（略） 第4部～第13部（略） 第3章（略）	第3節・第4節（略） 第4部～第13部（略） 第3章（略）
-------------------------------------	-------------------------------------

新たに保険適用が認められた検査

令和 6 年 1 月 31 日 保医発 0131 第 6 号（令和 6 年 2 月 1 日適用）

No.1

測定項目	血清中の組織メタロプロテアーゼ阻害物質 1（TIMP-1）の測定
販 売 名	ケミルミ TIMP-1
区 分	E 3（新項目）
測定方法	化学発光免疫測定法(定量)
主な使用目的	血清中の組織メタロプロテアーゼ阻害物質 1（TIMP-1）の測定（肝臓の線維化進展の診断の補助及び慢性肝疾患患者における病態進展予測）
点 数	194点（D007-48 M a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾 L D L（M D A - L D L）、オートタキシン）
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 6 - 28（略） D 0 0 7 血液化学検査 (1)～(55)（略） <u>(56) ELF スコア</u> <u>ア ELF スコアは、化学発光免疫測定法により、慢性肝疾患患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の繊維化進展の診断補助又は経過観察を目的に組織メタロプロテアーゼ阻害物質 1（TIMP-1）、プロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）及びヒアルロン酸を測定し、ELF スコアを算出した場合に、半年に 1 回に限り本区分「48」のオートタキシンを準用して算定する。</u> <u>イ 本区分「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）及び本区分「43」のヒアルロン酸の費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。</u> <u>ウ 本検査と、本区分「36」のIV型コラーゲン、本区分「40」のIV型コラーゲン・7 S、本区分「48」のM a c - 2 結合蛋白糖鎖修飾異性体、本区分「48」のオートタキシン又は本区分「55」のサイトケラチン 1 8 フラグメント（C K - 1 8 F）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> D 0 0 8（略）

測定項目	前立腺特異抗原（PSA）レクチン結合分画比（S2,3PSA%）
販 売 名	ミュータスワコー S2,3PSA・i50
区 分	E 3（新項目）
測定方法	LBA 法(定量)
主な使用目的	血清中のレクチン反応性による分画比 S 2, 3 P S A % の測定（前立腺癌の診断補助）
点 数	248点（D009 9 前立腺特異抗原（PSA）124 点 2 回分）
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 8（略） D 0 0 9 腫瘍マーカー (1)～(25)（略） <u>(26) S 2, 3 P S A %</u> <u>ア S 2, 3 P S A % は、前立腺癌であることが強く疑われる者であって、前立腺特異抗原（P S A）の結果が 4.0ng/mL 以上 10.0ng/mL 以下である者に対して、LBA 法（定量）により、S 2, 3 P S A % を測定した場合に限り区分番号「D 0 0 9」腫瘍マーカー「9」前立腺特異抗原（P S A）の 2 回分を準用して算定する。</u> <u>イ 本検査は、前立腺癌の診断に当たって実施した場合に、原則として 1 回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3 月に 1 回に限り、3 回を限度として算定できる。</u> <u>ウ S 2, 3 P S A % と、「9」前立腺特異抗原（P S A）、「16」遊離型 P S A 比（P S A F / T 比）又は「27」プロステートヘルスインデックス（phi）を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。</u> <u>エ 診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原（P S A）の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を 2 回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。</u> (27)（略） D 0 1 0 ～ D 0 2 5（略）

測定項目	アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォーム
販売名	東レ APOA2-iTQ
区分	E 3 (新項目)
測定方法	ELISA 法 (定量)
主な使用目的	血漿中のアポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォームの測定 (膵癌の診断の補助)
点数	335点 (D009 腫瘍マーカー 2 癌胎児性抗原 (CEA) 99 点、D009 腫瘍マーカー 7 DUPAN-2 118 点 2 回分)
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D 0 0 0 ～ D 0 0 8 (略) D 0 0 9 腫瘍マーカー (1)～(26) (略) <u>(27) アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォーム</u> <u>ア アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォームは、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、膵癌の診断の補助を目的として、血液を検体として ELISA 法により測定した場合に、本区分の「2」癌胎児性抗原 (CEA) の所定点数と、「7」DUPAN-2 の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して、膵癌の診断の確定までの間に原則として 1 回を限度として算定できる。本検査を実施するに当たっては、関連学会が定める指針を遵守するとともに、膵癌を疑う医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>(イ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の高度リスクに該当する者。なお、本検査を実施する患者が 3 月以内に CA19-9 検査を行われており、CA19-9 の値が 37.0U/mL 以上である場合には、本検査は算定できない。</u> <u>(ロ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌の中等度リスクに該当する者であって、癌胎児性抗原 (CEA) 検査の結果が陰性であり、CA19-9 値が 37.0U/mL 以上かつ 100U/mL 以下の者。</u> <u>(ハ) 関連学会が定める指針に基づき膵癌のリスク因子が 3 項目以上該当する者であって、癌胎児性抗原 (CEA) 及び CA19-9 検査の結果が陰性である者。</u> <u>イ アポリポ蛋白 A2 (APOA2) アイソフォームと、「2」の癌胎児性抗原 (CEA)、「7」の DUPAN-2 又は「14」の SPan-1 を併せて測定した場合は主たるもののみ算定する。</u> <u>ウ 本検査をアの (イ) に対して実施する場合は CA19-9 の測定年月日及び測定結果を、アの (ロ) 及び (ハ) に対して実施する場合は癌胎児性抗原 (CEA) 及び CA19-9 の測定年月日並びに測定結果を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 0 ～ D 0 2 5 (略)

(日本医師会医療保険課)